［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

第十二条の二　法第三十五条第三項に規定する主務省令で定める基準は、公庫の貸付金に係る住宅の推定再建築費が、当該住宅の建設費に主務大臣の定める率を乗じて得た額を超えることとする。

2　公庫の貸付金に係る住宅が前項の基準に該当する場合における前条第一項の規定の適用については、同項第一号中「当該貸付金のうち住宅に係る貸付金に相当する額を」とあるのは「当該貸付金のうち住宅に係る貸付金に相当する額に主務大臣が建築物価の変動を考慮して定める率（以下「修正率」という。）を乗じて得た額を」と、「当該貸付金のうち住宅に係る貸付金に相当する額の償還残額」とあるのは「当該貸付金のうち住宅に係る貸付金に相当する額の償還残額に修正率を乗じて得た額」とし、同項第二号中「差し引いた額」とあるのは「差し引いた額に修正率を乗じて得た額」とする。

（災害復興住宅等の家賃その他賃貸の条件）

第十三条　令第一条の三第一項第四号から第六号までに規定する資金の貸付けを受けた者（包括承継人を含む。）は、当該貸付金に係る住宅、災害復興住宅又は地すべり等関連住宅を賃貸するときは、次の各号に定めるところに従つてしなければならない。

一　家賃の額は、適正な額を超えないものであること。

二　毎月その月又は翌月分の家賃を受領すること及び家賃の三月分を超えない額の敷金を受領することを除くほか、賃借人から権利金、謝金等の金品を受領し、その他賃借人の不当な負担となることを賃貸の条件としないこと。

三　災害復興住宅については当該災害により住宅を失つた者に対し、地すべり等関連住宅については当該関連事業計画に係る住宅部分を有する家屋の移転又は除却の際当該家屋に居住していた者で当該家屋の移転又は除却により住宅に困窮することとなつた者に対し、優先して賃貸すること。

（合理的土地利用耐火建築物等内の住宅の家賃その他賃貸の条件）

第十四条　令第一条の三第一項第八号に規定する資金の貸付けを受けた者で当該貸付金に係る合理的土地利用耐火建築物等内の住宅を賃貸するもの（包括承継人を含む。以下「合理的土地利用耐火建築物等内住宅賃貸人」という。）は、当該住宅を賃貸するときは、次の各号に定めるところに従つてしなければならない。

一　家賃の額は、一月につき、当該住宅に係る公庫の貸付金を、当該貸付金の利率及び当該貸付金の償還期間の最長期間により、毎月元利均等に償還するものとして算出した額、当該住宅の建設費（建設費が公庫の定める額を超える場合においては、当該公庫の定める額に相当する額）又は購入価額から当該住宅に係る公庫の貸付金に相当する額を差し引いた額に公庫が承認した率を乗じた額、租税その他の公課の額の月割額並びに維持管理に要する費用、地代に相当する額、災害による損害を保険するために要する費用及び貸倒れ又は空住宅による損失を補てんするための引当金について合理的土地利用耐火建築物等内住宅賃貸人が公庫の承認を得て定めた額を合計した額を超えないものであること。

二　毎月その月又は翌月分の家賃を受領すること及び家賃の六月分（公庫が、地域における慣行を考慮して、当該地域ごとに主務大臣の承認を得て六月を超える月数を定めた場合においては、当該月数分）を超えない額の敷金を受領することを除くほか、賃借人から権利金、謝金等の金品を受領し、その他賃借人の不当な負担となることを賃貸の条件としないこと。